

告 示

富山県告示第257号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和元年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
太田(6)	高岡市西田及び氷見市下田子の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定
統光谷	氷見市久目、触坂の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第258号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和元年 5 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
太田(6)	高岡市西田及び氷見市下田子の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定
統光谷	氷見市久目、触坂の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	一部解除
白見谷	氷見市小境の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	全部解除
柿谷谷(1)	氷見市柿谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおりに	新規指定

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第259号

令和元年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会
について

美容師法（昭和22年法律第 234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第 163号）第12条の3第2項の規定により令和元年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

令和元年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人美容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 講習日程及び講習科目

日程	年月日	午前				午後	
第1日	令和元年9月9日	公衆衛生	1時間	衛生管理	2時間	公衆衛生	3時間
第2日	令和元年9月10日	衛生管理		3時間		衛生管理	3時間
第3日	令和元年9月24日	衛生管理		3時間		衛生管理	3時間
計		18時間					

3 受講料 16,000円

4 受講予定人員 管理美容師 10名
管理美容師 70名

5 講習会場の名称及び所在地

- (1) 名称 富山県農協会館
(2) 所在地 富山市総曲輪2番21号

6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人美容師美容師試験研修センター
(2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

~~~~~  
公 告  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和元年5月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

42,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であつて、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

令和元年5月20日付け第4496号付け告示「県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧」中

頁	行	誤	正
1	下から5行	令和元年5月20日	令和元年5月29日
	下から4行	令和元年6月17日	令和元年6月26日
2	下から9行	令和元年5月20日	令和元年5月29日
	下から8行	令和元年6月17日	令和元年6月26日
3	下から13行	令和元年5月20日	令和元年5月29日
	下から12行	令和元年6月17日	令和元年6月26日
4	上から11行	令和元年5月20日	令和元年5月29日
	上から12行	令和元年6月17日	令和元年6月26日

